

1. プロジェクトについて

No	Q.問い合わせ内容	A.回答	更新日
1	補助金とは異なるとのことですが、補助比率等はないということですか？	補助金ではありません。本事業の実施対象経費について、国費で100%賄う支弁となります。ただし対象経費については、上限があり、精査の上認められた費用に限ります。	2/24
2	実施対象期間と事業対象期間の違いは何でしょうか？	「実施対象期間」は期間内にイベントを実施する期間を指し、「事業対象期間」は、協力事業者として選定されてから、実施対象期間内に行われるイベントの実施、終了後の報告書提出や精算などの事業完了までの期間を指します。	2/24
3	大規模と中規模の違いは何でしょうか？	違いは以下となります。 「大規模」 対象規模：おおよそ全国の消費者 経費上限3,000万円（税別） 当該イベントが対象とする酒類について国内(場合によっては国外を含む。)における販路拡大・消費喚起を目標とするもの。コロナ後を鑑みオンライン等も積極的に活用することが望ましい事業です。 「中規模」 対象規模：特定の地方(複数の都道府県にまたがる範囲の地域をいう。)の消費者 経費上限2,000万円（税別） その地方を中心に販売されている地域に根ざした酒類について、近隣の大都市や都道府県庁所在地での販路拡大を目標とするものを指します。	2/24
4	事業事務局からの助言とは何か。	本事業においては、より有効的な事例となるよう、専門家によるアドバイザーボードを設置し、各イベントについての助言等を求めることとしています。応募された企画については、それをそのままの形で開催するのではなく、こうした助言等に基づき、さらに有効なものとなるようブラッシュアップを図り、実施して頂くこととなります。 尚、助言等については、すべてをそのまま受け入れる必要があるわけではなく、必要となる予算や実現性などを事業事務局と協議し、実際に取り入れるもの、取り入れないものを整理したうえで、実施して頂くこととなります。	2/24
5	イベントの主催者は国税庁になるのか。	本事業は、モデル形成に有効な事例を実施し、実証分析を行いモデル事例を構築することを目的としています。その為、有効な開催手法や形態について、公募をし、実際に応募者に実施して頂くことで、その有効性を分析・検証して、モデル事例の構築へとつなげていくこととしています。その為、イベントについては、応募者がイベントの主催者として責任をもって実施して頂くこととしています。 尚、そのイベントの開催に当たっては、実証分析に必要なデータ等の収集等に関して協力して頂くほか、国税庁のEnjoySAKE! プロジェクトに選定された事業であることが明確にわかるように、チラシその他の広報媒体に示して頂くこととなります。	2/24

2. 対象経費に関すること

No	Q.問い合わせ内容	A.回答	更新日
1	本事業に関わる費用はどのような経費が該当しますか？	公募要領の「対象経費の計上」の費用が該当します。該当外の費用がある場合や、対象費用項目でも不明瞭な場合は、公募要領及びQ&Aをご確認頂き、事業事務局までご相談ください。	2/24
2	支弁対象とならない経費は申請にあたって計上の必要はありますか？	イベント全体の収支計画を把握する為に必要ですので、必ず記載ください。	2/24
3	対象経費とならない酒代とは、どこまでをいいますか。イベントの為に特別に用意する瓶等の容器やラベル、送料は酒代に含まれますか？	対象経費として認められない酒代とは、通常その酒類を購入する際に必要となる代金をいいます。したがって、主催者が購入する酒類の代金に、その容器代等が含まれているのであれば、その全体の金額を酒類の代金とします。 他方、イベントの為に特別な容器やラベルを別途用意する場合の当該容器やラベルの代金について、主催者が負担し、酒類製造者等から購入する酒類の代金に含まれない場合については、当該容器やラベル等の代金を対象経費とすることができません。 尚、送料については、通常酒類の代金とは別となりますので、対象経費として認められますが、送料を対象経費として認める場合には、実施期間中に引き渡しと代金の受領が行われたものに限りますので、ご注意ください。	2/24
4	イベントで発生した収益については、控除して支払われることになるのはどうしてでしょうか？	本事業については、イベントに係る対象経費については国が支弁することとしています。イベントにおける入場料の設定や飲食物・物品の販売といった収益事業を行うことは可能としています。その為、こうした入場料や飲食物等（酒類を除く。）・物品の販売から得た収入については、費用負担のない収入となります。 その為、国が費用負担している範囲における収益については国に帰属するという考え方に立ち、イベント全体の収支を計算した上で、収益が発生した場合については、費用を負担した国に帰属する範囲で、対象経費の額から控除することとしています。	2/24
5	参加費の徴収は可能ですか。また、当該参加費を酒類の購入経費に充てることはできますか？	本事業においては、入場料や参加費を徴収することは問題ありません。ただし、事業全体の収支の結果、収益が発生する場合については、国から支弁する経費の金額から控除されることとなります。 一方で、イベントへの入場料や参加費に、酒類の試飲代やお土産代が含まれる場合があります。こうした試飲等に用いられる酒類の購入代金については、支弁される経費の対象とはされませんが、合理的と認められる計算方法で酒類の提供に係る収入を区分して経理した場合のその区分した収益の額又は試飲等に使用した酒類の製造原価に相当する金額については、対象経費から控除する金額から、これを除くことができます。	2/24
6	収益の額を対象経費から控除するというのですが、どういった収益が控除の対象となりますか。出店者が自らの負担において収益事業を行った場合も対象となりますか？	本事業においては、事業者において対象経費を区分して経理することとしています。その対象経費に起因して発生した収益の額を控除することとしています。 具体的には、イベントにおける入場料収入や参加者から徴収する参加費用、イベント開催にあたって事業者から徴収する出展・出店料、チラシに掲載する広告料や協賛金といったものが該当します。 他方、国が支弁する経費の対象としない酒類を販売した場合の収益や、イベントの出店者が自らの負担において行った収益事業（例えば、出店者が仕入原価等を負担する飲食物の屋上の売上など）は、控除の対象外となります。 尚、例えば入場料や参加費用に酒類の試飲に係る代金を含めて徴収している場合については、合理的と認められる計算方法で酒類の提供に係る収入を区分して経理した場合のその区分した収益の額又は試飲等に使用した酒類の製造原価に相当する金額については、対象経費から控除する金額から、これを除くことができます。	2/24
7	対象経費の限度額を超えた事業規模のイベントになることが見込まれており、限度額を超えた部分は、自らの負担として事業を実施することとしています。その場合の、対象経費からの収益の額の控除額の考え方はどうなりますか？	本事業においては、対象経費の限度額の範囲内で経費を支弁することとしています。これは対象経費の限度額を定めているものであって、全体の事業規模の限度額とはなっていません。 このような場合で入場料収入等の収入がある場合、対象経費の支弁を受けたとしても、事業全体として収益が発生しないことも考えられますが、事業全体として収益が発生しない場合には、対象経費から収益の額を控除する必要はありません。 対象経費の支弁を受けることにより事業全体で収益が発生する場合には、事業全体の経費額と対象経費額との割合で収益の額を按分し、対象経費の額に対応する収益の額を対象経費の額から控除することとなります。	2/24
8	酒類の原価については対象経費から除かれているが、会場内で行う試飲に用いる酒類については、有料・無料にかかわらず、自己負担となりますか？	本事業において、酒類の原価については対象外経費となります。これは、イベント内で物販される酒類に係る原価だけではなく、例えばイベントで試飲用として提供される酒類の原価についても同様となります。	2/24
9	行政等との共催イベントの場合、按分の費用は対象となりますか？	様式2「支出計画」に、それぞれの予算を明記してください。また、本事業の対象経費と、他の資金で賄う経費をわけて様式2「支出計画」に記載してください。	2/24
10	不可抗力で中止となった場合、どこまでが対象経費となりますか？	キャンセル料等の経費も対象とします。ただし、意思決定を行った会議の議事録等、中止等に至った経緯・理由が分かりやすく表示されている資料の提出が必要となります。こちらはイベント全体、一部であっても必要です。また、事前に事業事務局にご報告・ご相談ください。	2/24
11	海外渡航費用は経費として認められますか。	海外渡航費用は対象経費とは認められません。	2/24
12	国内各地に向かう費用は経費として認められますか。また、同行人数に制限はありますか。	旅程の内容が、販路拡大・消費喚起につながる内容である場合は、国内各地に出張する為の経費は対象経費として認められます。ただし、対象経費として認められるのは、応募者（企画事業者を含む。）の場合、1者につき1名までです。尚、酒類業組合など組合が応募又は参画する場合、組合に所属する組合員1者に対して1名までとし、それとは別に事務局として1名まで認めることとします。 尚、グリーン車やビジネスクラス等の、特別に付加された料金は、対象経費となりません。	2/24
13	イベント完了時に出た利益の中からキャンペーン景品を購入し、当選者に進呈するのは認められますか？	まず、公募時に酒類等の利益を再投資する内容を応募書類に記載ください。支弁金として景品の購入等を行う場合も同様です。	2/24
14	キャンペーンにおける景品として有価証券（商品券等）を提供する企画の場合、支弁対象となりますか？	金券類は経費対象になりません。	2/24
15	金券は対象経費でないのは理解していますが、支弁対象経費としなければ申請イベント内で独自に購入し活用するのは問題ないですか？	支弁対象外の経費であれば問題ありません。ただし、本事業は販路拡大、消費喚起を促す目的の為、活用方法が具体的にわかるよう応募書類に記載ください。	2/24

16	参加料を支払ってクーポン券を発行した場合、そのクーポン券を使用して酒類を購入することはできますか？	入場料や参加料を支払うことで、一定のクーポン券等が発行され、当該クーポン券等で会場内での試飲や物販の支払いに充てることができる場合、クーポン券を消費者が使用して酒類の提供を受けることは問題ありませんが、主催者が提供する為に仕入れる酒類を購入するため又は酒類を提供した者にクーポン券と引き換えに交付するための金銭は、酒類の購入代金となる為、本事業の対象経費として支弁の対象とはなりません。 こうした入場料等には上記の酒類の代金が含まれている為、酒類の購入の為に徴収した部分を含めて収益が発生したと捉え、国が支弁する経費の額から控除してしまうことは適当とは言えません。 その為、入場料等に酒類の試飲に係る代金を含めて徴収している場合にあっては、合理的と認められる計算方法で酒類の提供に係る収入を区分して経理した場合のその区分した収益の額又は試飲等に使用した酒類の製造原価に相当する金額については、対象経費から控除する金額から、これを除くことができます。	2/24
17	旅行など高額な景品は対象となりますか？	旅行券は金券類として対象外です。旅行そのものをイベントの企画とする場合、ツアーの企画が酒類の販路拡大、消費喚起につながる内容であることがわかるように、旅程の詳細や金額、ツアーの申し込み先などの詳細及び、ツアーを実施した結果、期待できる効果などを公募用紙に記載ください。	2/24
18	モニター謝礼（アンケート回答への謝礼等）は対象となりますか？	マーケティング調査費として対象となります。ただし、著しく高額の場合は協議が必要となります。	2/24
19	イベント告知に限る宣伝、広告は広報費として対象となると思いますが、内容の審査がありますか？	イベント告知の宣伝は広報費として認めます。選定結果の通知後に、内容の審査は行いませんが、ターゲットや来訪促進する対象エリアなど、広告効果が見込めるかの観点で内容の確認は行います。また、イベント実施完了後にご提出頂く「事業報告書」には、必ず掲載申し込みや、実際の広告、広告の結果（SNSの反応等）は、必ず納品ください。	2/24
20	イベントの為にホームページ（以下、HP）を製作する費用は、経費の対象となりますか。また、当該HPについて、イベント終了後も継続して使用する場合には、イベント実施後も手元に残る為、対象経費とはなりませんか？	イベントの為にHPを製作する費用は、通常、広告宣伝費となることから、本事業の経費の対象となります。 他方、HPについては、通信販売機能など高度な機能がついている場合には、無形固定資産（ソフトウェア）となる場合がありますが、そのことにより無形固定資産（ソフトウェア）として経理され、イベント実施後も事業者によって使用されるものについては、本事業の経費の対象とはなりませんのでご注意ください。製作するHPが広告宣伝費か無形固定資産かは、税理士、会計士等の専門家にご相談ください。 尚、イベントを継続して開催する等、軽微な修正を行って今後も活用していくような場合には、通常はそのメンテナンスに係る費用も支出したときの広告宣伝費となることから、して、HPを製作したときの経費を対象経費から除くことはありません。	2/24
21	イベント後に活用可能な造物（例：POP類）は、対象経費として認められますか？	固定資産として資産計上しなければならないものは対象外となります。固定資産として計上する必要があるかは、税理士、会計士等の専門家にご相談ください。	2/24
22	イベントの名称や、製造したオリジナル商品の商標登録を行う場合、その出願料などは、対象経費となりますか？	イベントの名称や、イベントで製造したオリジナル商品について、商標登録を行うことは妨げませんが、当該商標登録の出願料等の、登録商標に必要な経費については、無形固定資産を取得する為の費用に該当する為、国が支弁する経費の対象とはなりません。 尚、本事業に選定されたイベントの名称やオリジナル商品について商標登録がされた場合であっても、国税庁が本事業の結果として公表する資料や国税庁の活動の広報の為に用いる際には、当該商標について特別の許可なく使用できることとする点について、承諾して頂く必要があります。	2/24
23	飲食店の一部を借りて使用する際の売上保証金は対象経費となりますか？		2/24
24	他イベントへの出展時、飲食ブース・キッチンカー等の出展料は対象経費となりますか？		2/24
25	ライブコマースを実施する場合のスタジオ等使用料は対象経費になりますか？	イベント等運営費として対象とみなします。ただし、物品の購入については認められないものがありますので、詳細がわかるよう、応募書類に記載ください。	2/24
26	オンラインライブ（オンラインツアー）実施時のスタジオ代・システム代は対象経費になりますか？		2/24
27	クレカ上級会員、特定EC会員等を対象とするイベントは対象経費となりますか？		2/24
28	オンラインイベント後に販売した酒類に係る送料は対象経費となりますか？	オンラインイベント後にオンライン販売することまで含めて本事業のイベントの一環として当初から計画している場合、当該一時的なイベント後の一定期間の当該イベントに係る販売に関する送料も、対象経費となります。 ただし、対象となる送料は、その酒類等の実際の引き渡しと代金の受領が実施期間内に行われたものに限られますので、イベントの実施時期と、その後の発送作業等に必要期間を勘案して、イベントを企画するようにしてください。	2/24
29	既存イベントへの出展を検討していますが、出展費用が2年契約の場合はどのような対応となりますか？	初年度の出展費用が対象経費となります。2年契約の場合は費用の半分が対象経費となります。	2/24
30	本事業を行う為の事務所の賃借料は経費の対象となりますか？	本事業にのみ使用される事務所の賃借料は経費の対象となります。ただし、事務所に引く電話回線使用料、インターネット接続料など、対象とはならない経費もありますので、ご注意ください。	2/24
31	イベントにてコロナが発生した場合の事後対応費（例：入院費）は、対象経費となりますか？	事業に直接関連がない費用であり対象経費として認められません。	2/24
32	PCR検査や抗原検査など、新型コロナウイルス感染症対策に必要な費用は対象経費となりますか？	本事業は、コロナ後を見据えた有効的な開催手法等をモデル事例として構築することを目的としており、その為にPCR検査等が必要な対策と判断できるのであれば、検査費用等については対象経費となります。 ただし、モデル事例として必要な限度に限られるものであることから、その検査が真に必要なものであるか検討して、最小限の範囲で計上して頂くことになります。 例えば、協力事業者が本事業とは関係のない部署の従業員を含めた全員に一律でPCR検査を定期的に行うような場合、イベントの開催に真に必要なものとはいえず、一部対象経費として認められない場合があります。	2/24
33	イベント企画会社にイベントの運営を委託することはできますか。	可能です。ただし、イベントの主催者は応募者であることから、例えば名義を貸すだけといった、応募者がイベントの主催者である実態を伴わない場合には、応募資格を満たさないと判断されることがありますので、注意してください。 なお、イベント実施に係る事業費の清算については、事業事務局はすべての清算を主催者と行います。委託先事業者が支払った経費（領収書等の宛宛先名義に関わらず、イベント実施のために支払った経費）については、主催者がイベント実施のための経費としてその必要性を立証し事務局に請求することとなるため、主催者はイベント全体の事業費について十分な管理を行ってください。	3/3
34	イベント企画会社に支払う委託費は支弁の対象となりますか。	イベント企画会社にイベントの運営を委託し、委託費を支払った場合、当該委託費は経費の対象となります。 ただし、委託先事業者との業務委託契約等に基づく支払いを「委託先事務費」等とまとめることはできません。委託先事務費等の明細について、必ず確認できるようにしてください。明細の確認ができない場合には、支弁の対象となりませんので、ご注意ください。このような事態を防止するため、事務委託契約等には、委託費の清算方法等について明記しておくことを推奨します。 また、支弁の対象とならない経費、例えば酒類の購入代金が委託先から仕入先に支払われた場合であっても、委託先事務費に含まれる当該酒類の購入代金相当額は支弁の対象とはなりませんので、ご注意ください。	3/3
35	料飲店などを利用した事業を行う場合、料飲店からお酒の持ち込み料を請求されることがありますが、その持ち込み料は支弁の対象になりますか。	料飲店にお酒を持ち込む場合の持ち込み料については、当該料飲店が、通常得られるはずであった酒類の提供による売上の機会損失に対する補償と考えられることから、酒類の購入代金には該当しません。したがって、対象経費となります。 ただし、本事業の目的はモデル事例の構築であり、横展開するための事例として、安直な値引き（例えば、持ち込み料を無料とするだけのイベント）に新規性があるのか、モデル事例として横展開するときに、その原資となる資金をどうするのか等の観点からも検討してください。	3/9
36	参画事業者が運営する広告サイトに掲載するための広告費は対象経費となりますか。	対象経費とはなりません。参画事業者については、代表応募者と連携して自社の経営資源を使いながらイベントを実施していく主体であることをご理解ください。また、参画事業者が同じグループ応募の応募者（参画事業者を含む。）となっている者から受注して提供しようとするなど外形的な負担者の付け替えをすることにより対象経費とすることは合理性に欠けており、支弁の対象とはなりません。 グループ応募を行う場合には、応募者となるのか、外注先として協力するのか、よくお考えの上、運営体制をご検討ください。 なお、自社商品等を本事業に使用する場合、当該自社商品等を製造等するための原材料等（酒類の原材料を除く。）については、明確に区分して経理するなど公募要領に記載の要件を満たしている場合、対象経費とすることは問題ありません。 例えば、WEBサイトの制作を、デザイン設計からドメイン取得、アップロードまで一括して請け負う事業を行っている参画事業者が、本事業のイベントのWEBサイトを製作するような場合、当該WEBサイトのデザインを外注する場合の外注費や、ドメインの取得費など、自社外から調達するものに係る経費は、対象経費となります。	3/24
37	酒類事業者で構成される組合以外の団体（一般社団法人等）として応募を予定しており、参画事業者がいないのですが、旅費は1名分しか認められませんか。	組合と同様、その団体を構成する酒類事業者である構成員1者につき1名まで、旅費を対象経費として認めることとします。	4/6

3. 収支計画に関すること

No	Q.問い合わせ内容	A.回答	更新日
1	入場料収入、酒及び他料飲等の利益を本事業に再投資してもよいですか？	認めます。収支計画提出時にわかるように記載ください。	2/24
2	イベントでのお酒の販売による売上を、イベント企画会社等への支払いに使用する収支計画は可能ですか。	イベントでの売上収入を、自己資金としてイベント企画会社等への支払いに充てることとする収支計画の提出は可能です。ただし、その売上の金額について、見積りの根拠等をしっかりと示していただく必要があります。根拠の明確ではない売上収入を資金収支に組み込んだ企画の場合、イベントの実現が困難として、選定の対象外となる場合があります。	3/9

4. 事業費用の精算に関すること

No	Q.問い合わせ内容	A.回答	更新日
1	事前の概算支払いして頂くことは可能ですか？	概算払いについては原則対応出来ません。	2/24
2	精算時に領収書は必須ですか。例えば請求書のみで精算は可能ですか？	支払いを確認できる領収書が無い場合は、事業事務局からの支払いは出来ません。ただし、通常、領収書が出ない取引（例えば、電車やバスの運賃）については、その使用の事実を証する書類（例えば出張報告書及び使用経路に係る書類）の保存を行ってください。	2/24
3	「帳簿類の確認」とあるが、支払先の入金確認書類等の手配が必要ですか？	事業事務局にて帳簿類を確認することがありますので、支払先の入金確認書類等もご準備ください。	2/24
4	支弁金はどのタイミングで振り込みがされますか？	見積もりや発注書、領収書、報告書等の書類が揃い、取り組み及び経費の支払いまでが完了していることが確認でき次第手続きを行います。イベント終了後、支弁額精算・確定した月の月末請求、翌月支払いの入金を原則とします。	2/24
5	次年度への事業の繰り越しは可能ですか？	次年度（令和5年度）に繰り越すことは出来ません。令和5年1月16日までにイベントを開催し、その後、国税庁及び事業事務局が求める報告を行って頂きます。	2/24
6	2月24日に公表された公募要領に記載されていた収益の計上時期となる「支払いを受けた」ときは、具体的にはいつになりますか。	対象経費の額を確定させ、その確定した月の月末に請求をしていただくこととなりますが、その対象経費の額が確定したときが債権の確定日であり、支払いを受けたときとなります。実際に入金を受けたときは異なりますので、ご注意ください。なお、公募要領につきましては、誤解を招きやすい表現であったことから、当該箇所について、3月3日現在においては修正しております。	3/3

5. 応募資格・参画事業者について

No	Q.問い合わせ内容	A.回答	更新日
1	公的資金が入っている団体（DMO等）が応募するときに注意することはありますか？	公募要領2ページをご確認ください。他の公金・資金を流用しての事業実施は出来ない場合があります。詳細を確認させていただきますので検討している体制について、事業事務局にご相談ください。	2/24
2	人格なき社団など、法人格を持っていませんが、応募資格はありますか？	本事業においては、グループ応募が認められていることから、その構成員に酒類事業者が1人以上含まれている人格なき社団は、応募資格を有することになります。	2/24
3	酒類事業者を少なくとも1人以上含むグループとなっているが、1者だけ含まれていれば大丈夫ですか？	ただし、本事業は酒類事業者同士の連携を重要視していますので、酒類事業者同士の連携が見られない企画が選定されることは、困難であると考えてください。	2/24
4	連携する酒類事業者は、製造者なら製造者同士である必要はありますか？	連携する酒類事業者は、製造者、販売業者の制限はありません。例えば、酒類卸売事業者が、地域の酒類製造者と協力して他業種とのコラボレーション商品を開発して商談会を企画する、酒類小売業者が首頭を取り地域のお祭りや地域の酒類製造者と協力したイベントを開催する、といった連携の仕方も考えられます。	2/24
5	イベントには、参画事業者にならないければ参加することはできませんか？	参画事業者でなくても、イベントへの協力者として協力することは可能です。例えば、協力事業者として、オリジナル商品の開発に協力する、出店者としてイベントに出店するといったものが考えられます。 ただし、参画事業者でないイベントへの協力者については、イベントの為に支出した経費があった場合でも、国が支弁する経費の対象とはなりません。 尚、酒類事業者が協力者として参加する場合、イベントの全体像などで、可能な限りその協力する内容がわかるように記載してください。	2/24
6	酒類事業者ではありませんが、グループ応募の代表応募者になることはできますか？	可能です。ただし、グループ応募の場合、参画事業者に酒類事業者を1人以上含む必要があります。	2/24
7	酒類業組合が応募し、その組合の組合員に当たる酒類事業者が別の事業の応募者となることは可能ですか？	可能です。ただし、同一の者が複数の事業の応募者（参画事業者を含む。以下この間において同じ。）となることはできません。例えば、酒類業組合の応募する事業に、参画事業者となってグループ応募した場合には、当該参画事業者となっている者は、別の応募における応募者になれませんので、注意する必要があります。ご質問の場合、別の事業の応募者となるには、酒類業組合の事業に、参画事業者ではなく組合員（協力者）として参加する必要があります。	3/9 一部修正
8	「本事業の公募時には、売上本数や、売上目標を求めるとともに、イベントの酒類の提供価格や、売上の一部の本事業への再投資など、継続性を鑑みた健全な収支計画の提案を求めます。」とありますが、売上がないイベントでは応募できませんか？	本事業は、販路拡大や消費喚起に有効な開催手法等をモデル事例として構築することとしており、その有効性の判定について、売上本数を一つの指標としてあげているところです。しかし、販路拡大や消費喚起を目的としたイベントのすべてで酒類を販売するわけではないことから、こうしたイベントにまで、売上を必ず指標として求めるものではありません。 ただし、こうしたイベントの場合には、売上とは異なる販路拡大や消費喚起につながると見込まれる指標について設定し、当該指標とその測定手法について応募書類に記載していただく必要があります。	3/3
9	金融機関は、代表応募者となることは可能ですか？	金融機関が代表応募者となることは可能です。ただし、酒類事業者が参画事業者となる必要があります。なお、本事業は酒類事業者同士の連携を重要視していますので、酒類事業者が1者でのグループ応募は可能ですが、酒類事業者同士の連携が見られない企画が選定されることは、困難であると考えてください。	3/9
10	酒造組合で応募する際に、組合員が参画事業者に該当するのはどのようなケースになりますか？	参画事業者となるかは、個々の応募者の判断となりますので、どのような場合に参画事業者とならなければいけないのかを一律に示すことは困難と考えています。 ただし、一般的には、組合の組合員としてではなく、一事業者として当該事業の実施に携わる場合（例えば、イベントの主催者として、組合とは別に、個別の事業者として名を連ねるなど）には、参画事業者になると考えられます。 逆に、事業の主要な役割を担う場合であっても、それが組合員の立場としての参加であり、組合が事業の実施主体と判断できれば、参画事業者となる必要はありません。	3/9

6. 応募について

No	Q.問い合わせ内容	A.回答	更新日
1	郵送・FAXでの応募は可能ですか？	応募は電子メールまたは、郵送での応募が可能です。FAXでの応募はできません。郵送の場合は必ず書類データを保存した電子媒体（CD-R等）も同梱してください。尚、電子媒体（CD-R等）は事前に最新のウイルスバスターによる検疫を実施してください。	2/24
2	これから販売予定の商品でも応募可能ですか？	応募可能です。	2/24
3	他の補助金等と重複しての応募は可能ですか？	補助金の種類によっては、本事業の対象経費と重複しない限り併用できる場合がございます。公募要領6ページをご確認ください。	2/24
4	似たような応募がすでに来ているか応募前に調べてもらうことは可能ですか？	他の応募内容を調べてお答えする事は出来かねます。	2/24
5	2次募集はありますか？	2次公募の実施は未定です。	2/24
6	どのくらい応募が来ていますか？	応募受付数はお答え出来かねます。	2/24
7	応募の受付できているかどうか確認はどのようにすればよいですか？	応募完了時に受領メールを返信致します。届かない場合は事業事務局までメールでお問い合わせ頂ければ幸いです。なお、郵送の場合、メールの返信ができませんので、受領確認に関しては、メールでお問い合わせください。	2/24
8	応募書類の変更・修正したい箇所があります。どうしたらよいですか？	申し込み後の修正は致しかねます。ご了承ください。	2/24
9	応募を辞退することは可能ですか？	選定前の応募時に関しては、辞退が可能です。辞退のご連絡は事業事務局にメールにてご連絡ください。	2/24
10	複数の応募（例：大規模1件と中規模1件、または小規模2件等）は可能ですか？	複数応募は出来ません。	2/24

7. 選定後の変更について

No	Q.問い合わせ内容	A.回答	更新日
1	選定後に、応募書類に記載した金額から変更になった場合はどうすればよいですか？	応募時の内容については、事業事務局、国税庁からの提案や追加のコロナ対策等やむを得ない場合を除き、原則、選定後の変更を認めません。	2/24
2	応募書類に記載したイベント内容から、実施内容が変更になった場合はどうすればよいですか？	やむを得ない事情で応募時の内容について変更等せざるを得ない場合は、変更等に至った経緯・理由が分かりやすく示されている資料の提出が必要となります。	2/24
3	諸般の事情で延期とする場合など、見積りの内容に大きな変更が発生します。その場合の再提出は認められますか？		2/24

4	選定後の金額の変更について、選定時の当初見積額と実績額では金額が多少変更となる可能性があります。支弁される金額はどうなりますか。	<p>交付決定金額を上限として、対象となる経費を支弁するため、交付決定金額を上回る金額の変更はありません。また、上限金額内で実施する場合でも、見積もり内容を報告なしに変更した場合は、対象経費として認められない事もあります。なお、国費を充当するため適正な価格での実施を求めます。よって見積もりを必ずとって公募申請を行うようにしてください。</p> <p>金額の変更については以下の時点で発生する可能性があります。</p> <p>①選定後の見積もり金額の変更 公募時の見積もり金額を前提として、見積もり内容や金額の妥当性を精査し、国税庁と協議の上、事業事務局からの助言等を踏まえて予算額の交付決定を行います。この交付決定の金額が上限となりますので、この範囲内で実施していただくことになります。</p> <p>②イベント実施にかかる金額変更 実施していない項目については支弁対象外とし、減額変更となります。</p> <p>また、見積もりに記載されている内容を、報告なしに変更して実施した場合は、支払い対象外となる可能性もあります。なお、コロナウィルス感染症や天災によるイベントの中止においては、会場等のキャンセル料など各種契約に従った経費は交付決定額を上限として支弁対象とします。</p>	3/24
---	--	---	------

8. スケジュールについて

No	Q.問い合わせ内容		
1	イベントを複数日かけて実施する場合、令和5年1月16日までにイベントを終了する必要がありますか、それともその日までに開始していればよいですか？	令和5年1月16日までにイベントを終了させる必要があります。	2/24

9. 審査について

No	Q.問い合わせ内容		
1	審査内容について教えてください。	審査内容についてはお答えいたしかねます。	2/24
2	審査基準を具体的に教えてください。	審査基準に基づいて総合的な評価を行います。詳しくは、公募要領12ページをご参考ください。	2/24
3	審査される方はどのような方ですか？審査員を教えてください。	審査委員については公表しておりません。	2/24
4	審査結果はいつごろわかりますか？	令和4年5月下旬以降を予定しています。	2/24
5	審査の結果はどうしたらわかりますか？	選定の結果につきましては、国税庁のWEBサイトで公表するとともに、選定されました応募者に対しその旨を通知致します。	2/24
6	審査の結果に関するお問い合わせは可能ですか？	審査内容や審査理由についてのご質問にはお答えしかねますのでご了承ください。	2/24
7	審査に通過した場合、資料の差し替えは可能ですか？	当初申請頂いた内容で審査をし選定しておりますので変更・差し替えは出来かねます。ご了承ください。	2/24
8	選定された後の予定を教えてください。	審査を通過された方には、結果通知とともに、今後の流れについてご連絡致します。詳しくは、公募要領3ページをご参考ください。	2/24
9	審査を通過したと連絡を頂きましたが辞退したいです。可能ですか？	指定の理由書をご提出頂きます。認められれば辞退可能ではありますが、極力そのようなことがないよう、よくご検討頂いた上で申請くださいますようお願い致します。	2/24
10	オンライン審査会にあたり、Zoom、またはTEAMSの使い方を教えてください。	応募事業者側で公式ホームページ等を確認し、遅滞なく扱えるよう準備ください。	2/24
11	プレゼンテーションやヒアリングとは、何をを行いますか？	<p>本事業では、1次審査として書類審査を行い、通過した企画に対して、応募者に直接プレゼンテーションを行ってもらい、ヒアリングを行う2次審査を行うこととしています。</p> <p>プレゼンテーションでは、企画の新規性やその効果、小規模事業の場合には地域とのつながりなど、実際に事業を実施する応募者から、書類審査では伝わらないアピールポイント等についてオンラインで説明してもらいます。プレゼンテーションの後、企画内容について審査員がヒアリングを行います。</p>	2/24

10. コロナウィルス等感染症等に関する影響に関して

No	Q.問い合わせ内容		
1	新型コロナウイルス感染症への対策について、具体的に何を参考にすればよいですか？	イベント開催自治体HP及び関連団体HPを参照してください。尚、各業種別のガイドラインについては以下URLを参照してください。 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20220114	2/24
2	イベント開催中にコロナ感染者が出た場合における消毒対応等はどのように考えればよいですか？	イベント実施場所を管轄する保健所の指示に従ってください。	2/24